



もしも突然の集中豪雨に襲われたら・・・もしも大きな地震が起きたら・・・あなたや家族は大丈夫ですか。発生時間が夜中や通勤中だった場合はどう行動しますか。被害を減らすためには、災害を正しく理解し、備えることが大切です。

分散避難の一つ「車中泊」の問題点について

分散避難とは、避難所での人の混雑を避けるため、知人宅など指定の避難所以外の場所に避難することです。この分散避難は、特に、避難所における新型コロナウイルス感染症などの感染症対策としても関心が寄せられています。

分散避難の一つである「車中泊」については、避難所での3密の回避や、プライバシーの確保、非常持ち出し品を多く運べるなど、多くのメリットがあります。

しかし、長時間座席に座ることで、腰痛や足の痛み、息苦しさなどの症状が出るエコノミークラス症候群を発症することがあります。また、移動中の事故など、さまざまな危険性があるため、その予防が難しい場合は、他の避難方法を検討しましょう。

災害発生時には、災害の状況や自分自身の状態などを十分に考慮し、適切な避難行動を行ってください。

問い合わせ 市防災安全課 ☎43・8107



このコーナーでは悪質商法や商品事故など実際に起きている、消費生活における問題事例を紹介しています。消費者被害は決して他人事ではありません。迷ったり、困ったりしたら、一人で悩まず、ぜひ相談してください。

相談事例 ▶ お店で買った商品は返品可能？

2日前にお店で補聴器を買いました。家で使ってみると雑音が生じて聞こえづらいので、お店で調整してもらいましたが改善しません。返品できますか。

アドバイス ▶ 返品(クーリング・オフ)できません！

店舗で購入した商品は、クーリング・オフできません。クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘など、事業者側からの不意打ち的な勧誘によって契約した場合に、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約を解除できる制度です。クーリング・オフが可能な取り引きは法律で決められています。店舗で独自に返品や交換の条件を決めているところもあるので、購入時に確認しましょう。購入した際のレシートも保管しておきましょう。また、クーリング・オフは通信販売による取り引きも対象外なので注意が必要です。

問い合わせ 市消費生活相談窓口 ☎43・8106 (毎週月曜・水曜・金曜日の午前9時～午後4時)
※県消費生活センター ☎092・632・0999でも、随時相談を受け付けています



このコーナーでは、持続可能で、誰もが幸せなまちづくりの実現に役立つ情報を掲載しています。



▲「やりたいこと」や「好きなこと・できること」を書き出しました



▲「やりたいこと」を深めるためにグループワークを行いました

子育て支援の始め方講座を開催しました

市民や市民団体などの共働による子育て支援の取り組みを広げること、コロナ禍の「子育ての孤立」を防ぐことを目的に講座を開催しました。「わたしの時間がだれかの支えになる」をテーマに、自分の経験を生かしたい人、保護者の子育てと人生を応援したい人などを対象に、子育て支援活動への出会いと始まりのための時間を過ごしました。

令和2年12月19日開催 第1回「ともに出会う」

コロナ禍における市外の子育て支援事例と出会い、参加者同士が顔見知りになることを目的に開催しました。子ども

を目的に開催しました。子ども食堂ネットワーク北九州事務局の長迫和宏さんを講師に迎え、食堂運営、行政や他地域との連携などの話があり、講演後に参加者同士の意見交換を行いました。

令和3年3月13日開催 第2回「ともに考える」

コロナ禍における市内の子育て支援事例と出会い、自分のやりたいことを考え、仲間を作ることを目的に開催しました。子育てサロンや子どもの居場所、食料配布の事例に関して、市内の実践者の取り組み内容を情報共有しました。

その後、参加者がやりたいこと、できることなどを書き出し、グループワークを通して、やりたいことを深める時間を過ごしました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、実施時期や講座回数が変更となりましたが、参加者から「良いつながりができた」「やりたいことが具体的になった」などの声が上がりました。新たな取り組みへの一歩を踏み出すことが出来た講座となりました。今回誕生した参加者の「やりたい」を実現できるよう、これからも支援を行っていきます。

問い合わせ 市まちづくり推進室 ☎62・5017

環境掲示板

市ではSDGsの考え方を踏まえた環境保全に取り組んでいます。このコーナーでは、市民の皆さんの生活に身近な、ごみや動物、環境に関するお知らせします。

問い合わせ 市うみがめ課 ☎62・5019

最低限のマナーで美しい海

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、人混みを避けるためか、海岸などで過ごす人が増えているようです。しかし、それに伴って、海岸が汚されるといった案件も増えています。

「犬の散歩をしている人が犬のフンをそのままにして帰る」「使用済みのマスクが捨てられている」「何かを焼いたものや生ごみなどが、捨てられていたり埋められていたりする」など、さまざまな報告が寄せられています。

ポイ捨てであっても、それは不法投棄であり、犯罪です。それ以前に、多くのかたに愛されている海岸を汚す人がいることは、非常に残念です。



▲海岸に散らばるごみ

市は、フェイスブックやホームページなどでも呼び掛けていますが、まずは、

「自分のごみなどは必ず持ち帰る」という、最低限のマナーを一人一人が徹底することが大切です。

知っていますか ウミガメ保護条例

6月1日(火)から10月31日(日)まではウミガメが市内の海岸で産卵、ふ化する可能性が高い時期です。ウミガメが安心して産卵し、ふ化できる環境づくりのために、ご協力をお願いいたします。また、ウミガメの捕獲や卵の採取は、市の条例で禁止していますので、ご注意ください。

たき火、たばこの火などの光があるとウミガメは警戒して砂浜に近づけず、産卵できません。また、ふ化したばかりの子ガメは、光の方向に歩き出す習性があるので、海へ帰れなくなってしまう。

③砂浜で大きな音を立てないでください

花火、大声などの大きな音が聞こえると、ウミガメは警戒して砂浜に近づけず、産卵できません。

市内の海岸でウミガメを発見したときは、生死にかかわらず、市うみがめ課にご連絡ください。

①砂浜へ車を乗り入れないでください

車の重みで卵が押しつぶされたり、タイヤの跡に行く手を遮られたりして、ふ化したばかりの子ガメが海へ帰れなくなる可能性があります。

②砂浜を明るくしない

車のヘッドライト、花火、



▲ウミガメ保護のため美しい海を保ちましょう